「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (香川県指定 第 3771700998 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- 1. 事業者
- 2. 事業所の概要
- 3. 職員の配置状況
- 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5. 身体拘束の禁止について
- 6. 非常災害対策
- 7. 緊急時の対応
- 8. 虐待防止について
- 9. 苦情の受付について
- 10. 事故発生時の対応
- 11. 事業継続計画の策定等
- 12. 第三者評価の実施状況

1. 事 業 者

(1) 法人名 社会福祉法人 仁尾福祉会

(2) 法人所在地 三豊市仁尾町仁尾辛42番地3

(3) 電話番号 0875-82-5051

(4) 代表者氏名 理事長 安藤 强

(**5**) **設立年月** 平成17年8月17日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所

平成17年9月1日指定 香川県 3771700998

※当事業所は特別養護老人ホームにお荘に併設されています。

(2)事業所の目的 職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な

短期入所生活介護を提供すること。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホームにお荘 (短期入所生活介護)

(4) 事業所の所在地 三豊市仁尾町仁尾辛42番地3

(5) 電話番号 0875-82-5051

(6)事業所長 管理者 大崎 正樹

- (7) 当事業所の運営方針 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるよう日常生活上の世話、機能訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 平成17年9月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

- (10) 利用定員 12人
- (11) 通常の事業実施地域 三豊市仁尾町区域とする。
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として3人部屋 と2人部屋、1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	1室	空調設備、空気清浄機、インターホン等あります。
2人部屋	4室	空調設備、空気清浄機、インターホン、洗面等あります。
3人部屋	1室	JJ
合 計	6 室	
食堂	数室	
機能訓練室	1室	ホールにあります。
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・普通浴
医務室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、全て特別養護老人ホームと一体となっています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数 (兼務を含む)
1. 施設長(兼務)	1名
2. 事務員(兼務)	2名
3. 介護職員(入居含)	(常勤換算) 22.8 名
4. 生活相談員(兼務)	1名
5. 看護職員	(常勤換算)1名
6. 機能訓練指導員(兼務)	1名
7. 介護支援専門員(兼務)	2名
8. 医師 (嘱託)	1名
9. 管理栄養士(以下「栄養士」を含む)(兼務)	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	木 14:00~15:00
2. 介護職員	7:30 ~ 16:30
	8:30 ~ 17:30
	9:30 ~ 18:30
	10:30 ~ 19:30
	夜勤 17:00~翌10:00
3. 看護職員	8:00 ~ 17:00
	9:30 ~ 18:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照) *

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割、8割または7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事(介護保険の給付外)

・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の 状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間)

朝食:8:00~ 昼食:12:00~ 夕食:17:30~

②入浴

・ご契約者の身体状態により、各種浴槽を検討し最適な入浴をしていただきます。 但し、体調不良等の場合は清拭を行います。

1)特殊機械浴〔臥床した状態〕 2)チェアー浴 3)普通浴

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

4機能訓練

・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の機能指導、助言を行う。

⑤送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

.

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を 除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じ て異なります。)

契約者の要介護度と	負担割合	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度		
サービス利用料金		I	2	3	4	5		
	1割負担	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円		
1. サービスに係る自己負担金	2割負担	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円		
	3割負担	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円		
	1割負担			22 円				
2. サービス提供体制強化加算 I	2割負担		44 円					
	3割負担		66 円					
	1割負担	4円						
3. 看護体制加算 I	2割負担	8円						
	3割負担		12 円					
	1割負担	8円						
4. 看護体制加算Ⅱ	2割負担	16 円						
	3割負担	24 円						
	1割負担	13 円						
5. 夜勤職員配置加算	2割負担	26 円						
	3割負担	39 円						

	1割負担		合計単位数の 14.0%(円)				
6. 介護職員等処遇改善加算	2割負担	合計単位数の 14.0%×2 (円)					
	3割負担	合計単位数の 14.0%×3 (円)					
	1割負担	90 円					
7. 緊急短期入所受入加算	2割負担		180 円				
	3割負担			270 円			
	1割負担	△30 円					
8. 連続 30 日利用減算	2割負担	△60 円					
	3割負担		△90 円				
	1割負担	184 円/回					
9. 送迎加算	2割負担	368 円/回					
	3割負担	552 円/回					
合計	1割負担	650 円	719 円	792 円	862 円	931 円	
(6.7.8.9 除く)	2割負担	1,300 円	1,438 円	1,584 円	1,724 円	1,862 円	
(0.7.0.9 B) (3割負担	1,950 円	2,157 円	2,376 円	2,586 円	2,793 円	

- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変 更します。
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条 、第7条参照) * 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用・住居費

利用者負担段階	食事に係る負担額	居住に係る自己負担		
利用有其担权陷	及事に依る負担領	個室	多床室	
1 段階	300円	380円	0円	
2 段階	600円	480円	430円	

3 段階①	1,000円	880円	430円
3 段階②	1,300円	880円	430円
4 段階	1,445円	1,231円	915円

※利用者負担段階とは、「介護保険負担限度額認定証」により算定致します。

(食事内訳 朝食312円 昼食578円 夕食555円 合計1,445円)

②送迎

通常の事業実施区域への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まい方は、送迎費用として、下記料金をいただきます。 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道おおむね5km以上の場合、1kmにつき40円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

i) 主なレクリエーション行事予定

喫茶 (おやつ・嗜好的飲み物) (200円/日)、喫茶なし(嗜好的飲み物のみ) (100円/日) 誕生日会 (1回/月)

ii)クラブ活動

書道、園芸等

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはお申出下さい。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

・持込電化製品電気代(1品につき)

50 円/日

レンタルテレビ代

150 円/日

・日常生活費(日用品における身の回り品)

200 円/目

※身の周り品として日常生活に必要なものであり、シャンプー・コンディショナー・髭剃り用品・化粧水・入浴用タオル・おしぼり・ティッシュ・歯ブラシ・ハミングッド・歯磨きティッシュ・歯磨き粉等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。ご自身で準備される場合は不要です。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

支払い方法 現金持参

口座振替(翌月20日振替、土日祝祭日の場合は翌営業日)

(取引金融機関…百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信 用組合、四国労働金庫、香川県信用農業協同組合連合会および会員農業協同組合、 鳥取銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、ゆうちょ銀行、トマト銀行、 徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、愛媛信用金庫、東予信用金庫、 幡多信用金庫、高知信用金庫)

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

- ○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
- ○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、 取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等 正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%
	(自己負担相当額)

- ○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する 期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者 及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、 常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やか に主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 虐待防止について

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

9. 苦情の受付について(契約書第21条参照) *

(1) 当事業所における苦情の受付、処理する為に講ずる概要

苦情があった場合、まず苦情受付担当者は、苦情内容、利用者の希望等の確認及び記録を 行い、苦情解決責任者に報告します。

簡易な案件については、すぐ処理します。またそれ以外は苦情検討委員会を開き解決方 法を検討します。

苦情解決責任者は、検討結果に基づき、苦情申立て人との話し合いによる解決に努めます。 この場合、必要に応じて第三者委員の立会い、または助言を求める場合があります。 苦情受付日から起算して、15日以内に改善するように努めます。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(責任者)

「職名」施設長 「氏名」 大崎 正樹

○苦情受付窓口(担当者)

[職名]統括長(課長) 豊田 健志

生活相談員・介護支援専門員(副課長) 土井 亜希

生活相談員(副主任) 篠原 勇喜

看護職員(主任) 小野 恵美

[電話] 0875-82-5051

○受付時間 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスを玄関風徐室に設置しています。

(2) 行政機関その他のご相談窓口

所 在 地 香川県三豊市高瀬町下勝間 2 3 7 3 番地 三豊市役所 健康福祉部 介護保険課 F A X 0875-73-3023 受付時間 月~金 8:30~17:15

観音寺市役所 健康福祉部 高齢介護課	所 在 地 電話番号 F A X 受付時間	香川県観音寺市坂本町1丁目1番1号 0875-23-3968 0875-23-3929 月~金 8:30~17:15
香川県 健康福祉部 長寿社会対策課	所在地	香川県高松市番町4丁目1番10号 087-832-3266 087-806-0206 月~金 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会		高松市福岡町二丁目3番2号 087-822-7431 087-822-6023 月~金 9:00~17:00
香川県社会福祉協議会運営適正化委員会		香川県高松市番町一丁目10番35号 087-861-1300 087-861-1300 月~金 8:30~17:15

(3) 法人の設置する苦情解決第三者委員

○ [氏名] 安藤 俊孝

[電話] 0875-82-3264

○ [氏名] 鈴木 佳壽美

[電話] 0875-82-2164

10. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を行います。

11. 事業継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施すための計画及び非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

12. 第三者評価の実施状況

実施の有無 無

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム にお荘

説明者職名 生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

家族(代理人) 住所

続 柄

氏 名

印